



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第75号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（高齢者福祉課）	2

公布された条例等のあらまし

◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）

- 1 規則の概要
宿泊料の甲地方の範囲に係る規定の整備（第7条関係）
- 2 施行期日
平成27年4月1日から施行することとした。

◇介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第38号）

- 1 規則の概要
 - (1) 指定通所介護事業者等が指定通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の届出の様式を定めることとした。（第10条・様式第10号関係）
 - (2) その他規定の整備
- 2 施行期日
平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第37号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第38号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成12年島根県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び介護保険法施行規則」を「、介護保険法施行規則」に改め、「省令」という。）の次に「、島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第64号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）及び島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年島根県条例第14号）附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号。以下

「旧指定介護予防サービス等条例」という。)」を加える。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(宿泊サービスの届出)

第10条 指定居宅サービス等条例第102条第4項及び第119条第4項並びに旧指定介護予防サービス等条例第100条第5項に規定する届出は、様式第10号によるものとする。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号 (第10条関係)

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する

〔 開始
変更
休止・廃止 〕

届出書

年 月 日

島根県知事

様

法人所在地

申請者(開設者)名 称

代表者氏名

印

基本情報	フリガナ			介護保険 事業所番号															
	名称																		
	フリガナ			連絡先	- -														
	代表者氏名				(緊急時) - -														
所在地																			
宿泊サービス	利用定員	人	提供日	月	火	水	木	金	土	日									
	提供時間	: ~ :	その他年 間の休日																
	1泊当たりの 利用料金	宿 泊			夕 食				朝 食										
		円		円				円											
人員関係	宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数	人	時間帯での増員 (※1)	夕食介助	: ~ :	人	朝食介助	: ~ :	人										
	配置する職員の保有資格等	看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者 ()																	
設備関係	個室	合計	床面積(※2)																
		(室)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
	個室以外	合計	場所 (※3)	利用定員	床面積 (※2)	プライバシー確保の方法 (※4)													
		(室)	()	(人)	(m ²)														
		(室)	()	(人)	(m ²)														
消火	消火器	有 ・ 無		スプリンクラー設備				有 ・ 無											

設 備	自動火災報知設備	有 ・ 無	消防機関へ通報する火災報知 設備	有 ・ 無
--------	----------	-------	---------------------	-------

- 備考 1 この届出は、事業開始前に提出してください。なお、届け出た内容に変更があった場合は、変更箇所のみ記載してください。
- 2 ※1の欄は、時間帯での増員を行っていない場合は、記載不要です。
- 3 ※2の欄は、小数点以下第2位まで（小数点以下第3位を四捨五入して）記載してください。
- 4 ※3の欄は、指定通所介護事業所等の設備としての用途を記載してください（機能訓練室、静養室等）。
- 5 ※4の欄は、プライバシーを確保する方法を記載してください（衝立、家具、パーテーション等）。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。